

第 5 章 資料編

○岩井市議会市町村合併推進特別委員会報告（平成17年3月3日 合併推進特別委員会口述）

それでは、岩井市議会市町村合併推進特別委員会よりご報告申し上げます。

当委員会は、平成14年9月20日に、合併を推進するために設置されました。その間、岩井市・猿島町・境町の合併について協議を進め、新市の事務所の位置、新市の名称等について、協議が順調に進んでまいりましたが、境町議会では、住民投票条例が制定され、境町民の合併反対運動も起こり、合併の是非を問う住民投票を行うことを議決したため、当委員会として、合併については岩井市と猿島町との合併を進めることを、執行部と議会の意思確認をし、引き続き岩井市と猿島町の合併協議を進めることとし、1市1町の意見も一致しました。当面は境町の住民投票結果を見守ることとしたが、境町の住民投票結果は合併反対となりました。その結果を踏まえ、岩井市・猿島町との合併協議を積み重ね、協議が整い、平成17年3月22日を合併日とし、新市を坂東市とすることに決まりました。以上をもちまして、岩井市議会合併推進特別委員会の報告とし、当委員会の目的が達せられましたことを皆様に感謝いたしまして、終了させていただきます。

長い間、ご協力ありがとうございました。

○猿島町議会市町村合併調査特別委員会審査報告書

平成17年3月10日

猿島町議会議長 稲毛田 眞平 殿

猿島町議会市町村合併調査特別委員会
委員長 稲毛田 眞平

猿島町議会市町村合併調査特別委員会審査報告書

本委員会は、平成14年9月9日に設置をして現在までに審査をした結果について、猿島町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記

住民の行政に対するニーズがますます多様化、高度化する中、基礎的な地方自治体である市町村の果たすべき役割は重要さを増している現状下である。こうした中、住民サービスの向上や行財政基盤の強化を図り、効率的な行政運営を行うため、当議会は、行政全般にわたり住民の個別意志を総合して町政の意思を形成する責務を負った議会の重要性を鑑みて、市町村合併について慎重に調査研究をすることが必要であるとの認識に立ち、猿島町議会市町村合併調査特別委員会を平成14年9月9日に提案をし、設置しました。

これまでの間、平成14年9月9日に第1回特別委員会の開催から本日までに28回の委員会を開催し、合併の意義や合併等の効果及び課題の検討・行政水準の比較検討、また、その他合併等に必要な事項等について様々な角度から調査並びに審議いたし、平成17年3月22日坂東市の誕生の運びとなりました。

調査過程において、議会のあるべき姿を再認識すると共に、合併の必要性について再度確認のもと、新市まちづくりについての建設計画や新たな行政組織、行政サービス等について考察したことも大きな成果であったことと思われまます。3月22日坂東市の誕生を迎えるにあたり、猿島地域の新

たなまちづくりの推進に寄与することも改めて自覚し、新市、坂東市においても今後のまちづくりに議員一丸となり奮闘努力いたします。

坂東市誕生に寄与された関係者各位並びに本委員会委員の絶大なるご協力に感謝申し上げ、本委員会の審査報告といたします。

資料 2 岩井市・猿島町・境町合併研究会資料

○岩井市・猿島町・境町合併研究会委員・幹事・事務局職員名簿

岩井市・猿島町・境町合併研究会委員名簿

職名	氏名	備考
会長	石塚 仁太郎	岩井市長
副会長	栗原 利雄	境町議会議長
委員	野口 正夫	猿島町長
〃	野村 康雄	境町長
〃	富山 敏行	岩井市助役
〃	横島 隆	岩井市収入役
〃	仙波 操	猿島町助役
〃	倉持 恒幸	猿島町教育長
〃	廣瀬 弘司	境町助役
〃	古谷 功	境町収入役
〃	林 順藏	岩井市議会議長
〃	倉持 重義	岩井市議会副議長
〃	石塚 末雄	岩井市議会議員
〃	稲毛田 眞平	猿島町議会議長
〃	島田 雅史	猿島町議会副議長
〃	木村 敏文	猿島町議会議員
〃	稲葉 穆	境町議会副議長
〃	青木 孝文	境町議会議員

岩井市・猿島町・境町合併研究会幹事名簿

職名	氏名	備考
幹事	片倉 祐暁	岩井市企画調整課長
〃	江沢 弘	猿島町企画財政課長
〃	榎場 桂一	境町企画公聴課長

岩井市・猿島町・境町合併研究会事務局職員名簿

職名	氏名	備考
事務局長	倉持 登一郎	岩井市
事務局次長	藤枝 昭司	岩井市(茨城県派遣)
班員	林 壮一	岩井市
〃	桃井 清史	岩井市
〃	鈴木 清	猿島町
〃	金久保 吉之	猿島町
〃	青木 栄	猿島町
〃	忍田 博	境町
〃	台 章	境町
〃	倉持 幸秀	境町

○岩井市・猿島町・境町合併研究会設置要綱

(設置)

第1条 岩井市、猿島町及び境町（以下「1市2町」という。）は、1市2町による合併を推進するための基本的事項等について、相互に連携を図りながら研究及び協議を行うために、合併研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究し、及び協議する。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) 合併協議会の設置に関する事項
- (3) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 1市2町の市町長
- (2) 1市2町の助役及び収入役又は教育長
- (3) 1市2町の各議会から選出された議員 3人

(役員)

第4条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は市町長の互選、副会長は市町議会議員の互選により選任する。

(役員職務)

第5条 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、各市町から1人以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が行う。

(関係職員等の出席)

第7条 研究会は、必要に応じて1市2町の関係職員又は県職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第8条 研究会に幹事会を置く。

2 幹事会は、1市2町の合併担当課長をもって組織する。

3 幹事会は、会長の指示を受け、研究会に提案する事項等必要な事項について協議し、又は調整する。

4 幹事会に専門部会を置くことができる。

5 幹事会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

6 幹事会は、会長市町の合併担当課長が招集し、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

(事務局)

第9条 研究会の事務を処理するために、研究会に事務局を置く。

2 研究会の事務局は、会長の属する市町に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

4 事務局長は、会長市町の合併担当課長をもって充て、事務局職員は岩井市、猿島町及び境町の合併担当課の職員をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条の規定に基づく合併協議会が設置された日に、その効力を失う。

資料 3

岩井市・猿島町・境町合併協議会資料

○岩井市・猿島町・境町合併協議会委員名簿

職名	氏名	備考
会長	石塚 仁太郎	岩井市長
副会長	野口 正夫	猿島町長
〃	野村 康雄	境町長
委員	富山 敏行	岩井市助役
〃	横島 隆	岩井市収入役
〃	野本 良一	岩井市議会議員
〃	林 順藏	岩井市議会議員
〃	石塚 末雄	岩井市議会議員
〃	中村 静雄	学識経験者
〃	木村 智恵子	学識経験者
〃	木村 道夫	学識経験者
〃	仙波 操	猿島町助役
〃	倉持 恒幸	猿島町教育長
〃	稲毛田 眞平	猿島町議会議員
〃	島田 雅史	猿島町議会副議長
〃	木村 敏文	猿島町議会議員
〃	新谷 嘉延	学識経験者
〃	林 淳一	学識経験者
〃	中川 隆子	学識経験者
〃	廣瀬 弘司	境町助役
〃	古谷 功	境町収入役
〃	齊藤 政雄	境町議会議員
〃	木村 昭一	境町議会議員
〃	青木 孝文	境町議会議員
〃	小松原 康之助	学識経験者
〃	倉持 稔	学識経験者
〃	齊藤 哲生	学識経験者
〃	大崎 正昭	茨城県西地方総合事務所長
〃	藤咲 康二	茨城県総務部市町村課長
〃	笠尾 卓朗	茨城県企画部地域計画課長

○岩井市・猿島町・境町合併協議会規約

（設置）

第1条 岩井市、猿島町及び境町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（名称）

第2条 協議会は、岩井市・猿島町・境町合併協議会と称する。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議